

## 議案第12号

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の  
一部改正について

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成21年愛西市条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年2月26日提出

愛西市長 八木 忠 男

### 提案理由

この案を提出するのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第12号

### 愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成21年愛西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」を「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第70号）」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。